フランスの家族政策と 女性の労働

真知子 神尾

(日本大学教授)

はじめに

女性が働くことと子どもを持つことを可能に している国として、日本はフランスに注目して いる。

たとえば、厚生労働白書において、コラムと して、平成20年版は「フランスの家族政策につ いて」、平成24年版は「フランスはどうやって出 生率を回復したの?」を掲載している。また、 少子化の進行のなかで、子育てを新たな枠組み で支援する子ども・子育て関連3法2に基づき、 子ども・子育て支援新制度が、2015年4月1日 より施行されたが、フランスを参考にしている ことがうかがえる。多様な保育サービスの選択 を可能にする地域型保育事業 (小規模保育、家 庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)3、 子育てに関連する当事者が参加する、国に設置 する子ども・子育て会議4や都道府県・市町村 に設置する地方版子ども・子育て会議は、フラ ンスの家族政策を彷彿させる。

本稿は、フランスの家族政策を検討すること を通して、日本の社会や制度のあり方を考える。

フランスの女性たちは結婚しないで子どもを 生んでいる

日本では、いわゆる「できちゃった婚」に より生まれた子どもは、第1子である婚内子 のうち4人に1人であり⁵、婚外子は2.3%⁶ にすぎない。一般的に結婚しなければ子ど もは生まれない。

それでは、フランスではどうだろうか。生 まれる子どもの 55.8% ⁷ が婚外子である。フ ランスの女性たちは、結婚しない子どもを生

んでいる。この話をある会合でしたところ、 「彼女たちはシングルマザーですか?」という 質問を受けた。子どもを持つカップルは結婚 していることが大部分である日本の社会に いると、そのような疑問が出てくるのは当然

しかし、結婚以外のカップルのあり方が公 的に認められているフランスでは、女性たち は結婚によらないパートナーとの間で子ども を生んでいる。そして、そのようにして生ま れた婚外子は、法的にも社会的にも差別さ れない。

フランスで結婚にこだわらない生き方が一 般的になったのは、1968年の五月革命以降 である。法的にも民事連帯契約(略称 PACS)⁸という、結婚に準ずるカップルが法 的に認められているし、異性間だけではなく 同性間でも結婚が認められている。2014年 の数字によると、結婚は24万1292件(うち 同性婚1万522件、4.4%)であり、民事連帯 契約は17万3728件(うち同性間6337件、 3.6%) である。結婚と民事連帯契約の比率 は、おおよそ6対4である。このほか、内縁 関係のカップルもいる。

また、離婚や民事連帯契約の解消等も少 なくないので、ひとり親になる場合もあるし、 再婚等によって妻と夫がそれぞれの子ども を連れてひとつの家族を作ることもある (「再構成家族」と呼ばれている)。このよう に、フランスでは、カップルや家族のあり方 が多様であり、家族政策も多様な家族を前 提としている。

「一家の稼ぎ手モデル」から「働く女性モデル」へ

1930年代フランスの家族政策は、少なくとも子どもが3人、「父親は"パンを稼ぐムシュー"、母親は"子どもの世話をするマダム"」という性別役割分業の家族モデルを特権化し、社会手当として家庭にいる母親に対する特別手当を創設した。家庭にいる母親に対する特別手当は、後に単一手当に名称が変わったが、父親が働き手の家族モデルに立っていた。

前述の1968年の「五月革命」に見られる 社会変革運動、さらに、1970年代初めの女 性解放運動は、女性の個人としての自律と 生き方の選択の自由、家庭や社会における 男女平等の実現を掲げ、社会の既存の価値 観や家族観を問い直した⁹。

1972年に共働き家族への初めての家族給付(社会手当)である「保育費手当」が創設された。このことが象徴するように、フランスの家族政策における家族モデルは、「働く女性モデル」へと転換した。その背景には、女性たちの働きたいという強い意思があり、それに応えるように家族政策は変わっていった。

フランスの家族政策の基本理念—「職業生活と家庭生活の両立」

フランスの家族政策の基本理念は、「働く 女性が子どもを持てるように、そして子ども を持つ女性が働き続けられるように」するこ とにある。すなわち、働く女性が子どもを持 つことをあきらめないように、子どもを持つ 女性が労働市場から撤退することがないよ うにする政策である。そのための障害を徹底 的になくそうとする。政策のスピードとその 徹底ぶりには感嘆させられる。

ここで注意を要することは、フランスの家 族政策は働く女性が子どもを持つことだけ を支援する政策ではなく、子どもを持った女 性が働き続けることをも支援する政策であ ることである。

たとえば、次のようなエピソードがある。 従来は育児親休暇中に第3子から支給された 育児親手当¹⁰が、1994年法の改正により第 2子から支給されることになった。その結果、 所得の低い女性たちは第2子出産後育児親 手当を受給してそのまま家庭にとどまるという事態が発生した。このような事態に対処するために、フランスは仕事を続けることを選んだ場合の手当支給の所得要件を緩和し、支給額を上げた。託児費用を出せずに育児のために退職せざるを得なかった女性に、「職業生活と家庭生活の両立」を可能にした。これにより、労働市場から遠ざかっていた低所得の女性が、家庭的保育者(保育ママ)を利用して働き続けるようになった¹¹。

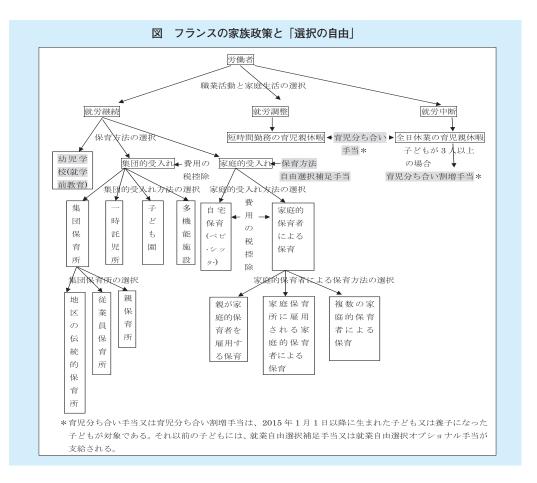
家族政策は「選択の自由」を保障する

フランスの家族政策は、「選択の自由」を 保障している。「選択の自由」は、女性が子 どもを持つことと働き続けることを可能とす る選択肢を用意している。

「図 フランスの家族政策と『選択の自由』」をみてみよう。子どもが生まれたり、養子によって子どもを家庭に受け入れたりすると、「職業生活と家庭生活の選択」が必要となる。その場合の選択肢として、①就労継続、②労働時間を短縮する就労調整、③全面的に休業する就労中断がある。

就労継続のためには、多様な保育サービス が用意されており、集団的受入れ(施設保育) か家庭的受入れ (家庭的保育) か保育方法を 選択することができる。フランスの保育サー ビスの特色は、家庭的保育者(保育ママ)の 家庭で少人数預かる家庭的保育が発展して いることである。保育所は3歳未満の子ども を預かる。3歳以降は無料で誰でも入れる幼 児学校(保育学校)があり、預かり保育がつ いているので3歳以降は何とかなるのであ る。問題は3歳未満の保育であり、フランス でも、保育所に入所させたい親は多く、待 機児童の問題はあるが、多様な保育サービス によってある程度補うことができる。保育所 などの集団的受入れを選んだ場合にも家庭 的受入れを選んだ場合にも、かかった費用 は税控除される。また、家庭的受入れを選 択した場合に、社会手当として保育方法自 由選択補足手当が支給される。家庭的保育 者(保育ママ)やベビーシッターに支払った 報酬の一部が償還され、親が使用者として 負担した社会保険料は全額又は半額を家族 手当金庫が負担する。

就労調整と就労中断のためには、育児親



休暇がある。フランスの育児親休暇は、最長 1年間で2回まで更新できるので、3歳まで 取得することができ、短時間勤務の育児親 休暇と全日休業の育児親休暇がある。育児 親休暇が3歳までとなっているのは、3歳に なれば幼児学校(保育学校)があるからで ある。

就労調整の場合には、短時間勤務の育児 親休暇を利用する。その場合に、育児分ち 合い手当が支給され、短縮時間に応じて、 定額の現金給付がなされる。

就労中断の場合には、全日休業の育児親 休暇を利用する。期間中は、所得にかかわ りなく、定額の育児分ち合い手当が支給さ れる。子どもが3人以上いる場合には、支給 期間が育児分ち合い手当よりも短期間となる が支給額は高額となる育児分ち合い割増手 当を選択することができる。これは、フラン スでも子どもが3人以上いると、女性が就労 復帰しない傾向にあるので、早期の就労復 帰を促すことを目的としている。

フランスの家族政策における「選択の自由」は、選択に伴う経済的負担を税制及び社会保障制度によって補償し、実質的な選択の自由を確保しようとしている。

カップルにおける育児の分ち合い

フランスの家族政策は、働く女性が子どもを持てるように、子どもを持つ女性が働き続けることができるような政策をとっていたので、育児がもっぱら女性に偏っていることに対する政策の取組みが遅れた。そこで、「現実の男女平等のための2014年8月4日法」により、男性も育児に参加することを促すために、従来の就業自由選択補足手当を育児分ち合い手当に改正した。同手当は、その名前のとおり、カップルが育児のために休業したり短時間勤務をしたりすると、カップル間で育児親手当を分ち合うことができる。たとえば、第1子の場合1歳の誕生日までに最長各6か月間である。

おわりに

フランスでは、様々なカップルのあり方が 法的にも社会的にも認められているので、子 どもは生まれやすい。日本でも事実婚(内縁) があり、社会保障制度では法律婚と同じよう に扱っているが、税法や民法では同じように は扱われない。結婚に準ずるカップルのあり 方を法的に認めていくことも考えてよいので はないだろうか。 また、日本の社会保障は社会保険を中心に制度設計され、「一家の稼ぎ手」原則によって運営されている。正社員であれば、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となり、一定収入以下の配偶者や子どもを被扶養者とすることができる。さらに、固定的性別役割分業を担っている被用者の被扶養配偶者(主に妻)には、保険料を拠出しないで年金給付がなされる国民年金の第3号被保険者制度がある。社会保険制度に包摂されるためには、正社員であるか、その正社員の被扶養者でなければならない。

フランスの家族政策の中心にある家族給付は、社会手当であるので、正社員でなくても自営業であっても、支給要件に該当すれば支給される。そして、その想定する家族は、「1人の子どもと1人の大人」である¹²。「1人の子どもと1人の大人」がいれば、その間に法的親子関係がなくても家族給付の対象となるのである。

子ども中心に家族を考え、子育て負担を 社会全体で分かち合う制度設計が今求めら れている。

最後に、フランスの家族政策の基本理念を しっかり学び、「選択の自由」を保障するよ うな政策を取るべきである。しかし、残念な がら日本はフランスの家族政策の基本理念を 十分学んでいるとはいえない。2013年4月 の成長戦略スピーチで、安倍首相は3年間の 育児休業の推進に関連して、「3年間の抱っ こし放題の職場復帰」を支援すると述べた。 2016年9月に厚生労働省で開催された待機 児童対策の首長会議で、0歳や1歳の保育ニ ーズを減らすために育児休業の2歳までの延 長が首長から主張された。それを受けて、 労働政策審議会 (厚生労働大臣等の諮問機 関)の雇用均等分科会で、育児休業期間の延 長が現在審議されている。同年12月7日の 同分科会において、保育所に入れない等の 場合育児休業を延長して1歳6か月まで認め ている現行育児・介護休業法を改正して、 最長2歳まで延長を認めることで大筋の合意 ができたと報道された13。

フランスの家族政策は、子どもを持つ女性 が就労継続することを支援する政策である ので、女性が育児休業からできる限り早く職 場復帰することを促進する政策をとることは ありえても、育児休業によって長期間労働市 場から撤退することを促進する政策をとるこ とはありえない。また、「選択の自由」とい う視点でみると、保育サービスが整わないか ら育児休業を充実させることは、「就労継 続」という選択を困難にすることである。「就 労継続」という選択を可能にする政策こそが 取られるべきである。

- 1 フランスの子育で支援については、神尾真知子「フランスの子育で支援―家族政策と選択の自由」海外社会保障研究160号、2007年、33頁~72頁参照。
- 2 3法とは、「子ども・子育て支援法、認定こども園法 の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こど も園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律」をさす。
- 3 「小規模保育」とは、利用定員6人以上19人以下の保育事業、「家庭的保育」とは利用定員5人以下の保育で、家庭的保育者の家庭での保育事業、「居宅訪問型保育」とはいわゆるベビーシッター事業、「事業所内保育事業」とは、企業などの事業所に設置する保育事業である。いずれも市町村による認可事業であり、児童福祉法上位置づけられ、地域型保育給付の対象となる。
- 4 メンバーは、有識者、地方公共団体、事業主代表・ 労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等 である。設置に関して、国は法的義務であり、都道 府県や市町村は努力義務である。フランスでは、家 族高等評議会が設けられ、メンバーは、①大統領代 理、②労使代表、③家族運動団体代表、④上院議員、 ⑤国民議会議員、⑥地方自治体代表、⑦社会保障 機関代表、⑧政府代表、⑨学識経験者から構成さ れている。
- 5 平成22年度「出生に関する統計」による2009年の数 字である。
- 6 平成27年「人口動態調査」による2015年の数字 である。
- 7 2011年の数字である。
- 8 民事連帯契約は、結婚とは、公告の仕方、パートナーの義務、親子関係の成立、振替年金(日本の遺族年金に相当)の受給権などに相違がある。
- 9 中嶋公子「第3章 家族政策」(石田久仁子、井上たか子、神尾真知子、中嶋公子編著『フランスのワーク・ライフ・バランス-男女平等政策入門:EU、フランスから日本へ』パド・ウィメンズ・オフィス、2013年所収)55頁
- 10 育児親休暇と育児親手当は連動するものとして制定されていないが、育児親休暇を取得すると、育児親手当の受給要件を満たすことがほとんどである。育児親手当は、後述する就業自由選択補足手当、そして現在の育児分ち合い手当になった。
- 11 神尾真知子「第5章 フランスの家族政策」(内閣府 経済社会総合研究所、財団法人家計経済研究所編 『フランス・ドイツの家族生活 - 子育てと仕事の両 立 - 』国立印刷局、2016年所収)76頁 - 77頁。
- 12 2004年にインタビューした当時の全国家族手当金庫の家族給付局長の言葉である。なお、この定義は、高名な社会学者であるIRÉNE THÈRY氏の定義によるとのことであった。
- 13 朝日新聞2016年12月8日朝刊。